

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式第1-1 (特許、実用新案、意匠及び商標(冒認対策商標以外)の申請用)

平成 年 月 日

公益財団法人埼玉県産業振興公社

理事長 織田 秀明 宛て

(申請者から公社宛て)

申請者 住所

名称 自然人にあっては氏名

及び代表者の氏名

印

平成29年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金

(中小企業等外国出願支援事業)

間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第6条第1項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱(中小企業等外国出願支援事業)(平成29年3月28日付け20170310特第5号)及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)(平成29年3月28日付け20170310特第6号)の定めるところに従うことと承知の上申請します。

記

1. 申請者種別(いずれかに○)

	①法人
	②個人事業者
	③事業協同組合等
	④商工会、商工会議所
	⑤NPO法人

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	業種
円	人	

【確認事項(□にチェック)】

□大企業は実質的に経営に参画していない(みなし大企業に該当しない)

※大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。

3. 申請案件種別(いずれかに○)

(外国出願)

	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
	④商標登録出願

(参考:国内出願)

	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
	④商標登録出願

4. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

日本国出願番号		出願日	
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ		出願日	
ハーグ協定に基づく 国際登録番号		国際登録日	
出願人			
登録番号		登録日	
権利者			
発明・商標等の名称			
発明・商標等の内容			

※「4.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。

※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

※「4.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「5.」の記入は不要です。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

6. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	
---	--	---	--

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

## 7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	
発明・商標等の内容	
出願人	
発明者等	
出願（予定）国	
出願スケジュール	
審査請求スケジュール (審査請求制度がある もののみ)	<input type="checkbox"/> 出願と同時（同日）（注1）に行う <input type="checkbox"/> 移行国の期限内に行う <input type="checkbox"/> 日本の審査を待ち、審査請求を行う <input type="checkbox"/> その他（ ）
基礎となる国内出願又 は権利の内容に変更を 加えて外国出願する場 合、変更の内容と必要 性を記入	

※「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。  
※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下の  
ような場合を想定しています。

- ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
- ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願する場合
- ・種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）

※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。

※「4.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

(注1) 同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

## 8. 間接補助金交付申請額

円

(内訳)

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁へ の出願手数料	現地代理人 費用	国内代理人 費用	翻訳費用	国別計／合計
外国出願経費合計					
助成対象経費					
持ち分に応じた対 象経費					
間接補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

9. 外国特許庁への出願の動機・目的

--

10. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

--

11. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

--

12. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

--

13. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

--

14. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

--

（選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり）

15. 間接補助事業に関する公表の可否（いずれかに○）

可		不可	
不可を選択した場合にはその理由			

※交付の決定を受けた場合、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別に

について、補助事業者が運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

(有の場合のその内容)

補助事業者名 (自治体等)	
対象となる案件 の出願番号	
出願国	
助成制度の内容	

17. 確認事項（□にチェック）

- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第1条に定める事項（様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第21条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならなくなつた場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条(4)及び第21条に定める事項（補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力）について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条(5)に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。

18. 担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）		
電話番号		メールアドレス

平成 年 月 日

法人等にあっては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任代理人 住所

名称 自然人にあっては氏名  
及び選任代理人の氏名 印

平成29年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への  
協力承諾書

平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金  
交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾いた  
します。

記

協力事項

1. 外国出願完了後の補助事業者宛ての実績報告における下記書類の提出

(1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類

①外国特許庁からの出願受理通知書等（出願日・出願番号記載のもの）

※ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願（ハーグ出願）の場合

＜国際事務局（WIPO）に直接提出した場合＞

①「ACKNOWLEDGEMENT OF RECEIPT THROUGH E-FILING」等

②国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）

＜日本国特許庁を通じて提出した場合＞

①意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく共通規則第13規則

(1)に基づく日本国特許庁発行の通知

（ハーグ出願の願書【DM/1】及び付随書類を含む）

②国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）

※マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（マドプロ出願）の場合

①日本国特許庁長官発行の商標法第68条の3第3項に基づく通知

（マドプロ出願の願書【MM2】及び付随書類を含む）

なお、事後指定の場合は、マドプロ出願の願書【MM4】のみで可

②国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（CERTIFICATE OF REGISTRATION）

(2) 外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類

①現地代理人からの請求書（銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの）

②現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書

③送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表

※現地通貨で立替えた経費で、現地代理人が送金を希望する他の通貨に換算して請求し  
ている場合は、根拠となる参考レート

④外国特許庁への出願手数料（オフィシャルフィー）のエビデンス（領収書、料金表  
等）

⑤その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

⑥「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算（2）（イ）経費の内訳」における  
経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※発行する請求書には、国内代理人費用、現地代理人費用（外国特許庁費用（オフィシャルフィー等）・現地代理人手数料等（サービスフィー等）別に記載）、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、現地代理人への支払いの際に使用した為替レート（1 \$=○円等）も記載すること。

※交付決定を受けた申請者の選任代理人が、同申請者の代表者に対して、選任代理人が仲介した現地代理人からの請求内容を確認し、様式第1-1の別紙第2（証明書）を提出する場合は、上記の③・④の提出は不要とする。

※ハーグ出願の場合

①国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等

②国際事務局（WIPO）発行の国際手数料の領収書（QUITTANCE/RECEIPT）

③その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

④「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算（2）（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※発行する請求書には、国内代理人費用、外国特許庁費用、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、国際事務局（WIPO）への送金の際の為替レート（1 CHF=○円等）も記載すること。

※マドプロ出願の場合

①国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等

②国際事務局（WIPO）発行の国際手数料の領収書（QUITTANCE/RECEIPT）

③その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

④「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算（2）（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※発行する請求書には、国内代理人費用、外国特許庁費用、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、国際事務局（WIPO）への送金の際の為替レート（1 CHF=○円等）も記載すること。

※出願国において、日本の中小企業も利用できる出願料等の減免制度がある場合は、積極的に活用すること。

## 2. 上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出

外国特許庁及び国際事務局（WIPO）が発行する出願受理通知や領収書等の書類については、最低限、外国出願が受理された日、外国特許庁等が付与した出願番号及び補助対象となる外国特許庁への支払費用の日本語訳を付し、また、現地代理人が発行する請求書についても、補助対象経費となる支払費用が分かるよう日本語訳を付して提出すること。

## 3. 申請者・補助事業者からの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応

## 4. その他、補助事業者が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により補助事業者宛ての実績報告に不備があった場合には、私の責任において同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

### 確認事項（□にチェック）

- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条（1）に定める事項（本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第21条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- 出願費用の他に、出願後の中間応答費用等が発生する可能性がある旨を申請者に対し明確に説明した。

様式第1－1の添付書類

添付書類一覧	
法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内）</li> <li>会社の事業概要（注1）</li> <li>役員等名簿（注2）</li> <li>直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等</li> <li>外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE) )</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し (その他補助事業者が定める事項)</li> </ol>
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し（発行日から6ヶ月以内）</li> <li>事業者の概要（注1）</li> <li>役員等名簿（注2）</li> <li>直近2年分の確定申告書の控え等</li> <li>外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE) )</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し (その他補助事業者が定める事項)</li> </ol>
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> <li>定款</li> <li>役員等名簿（注2）</li> <li>組合員名簿</li> <li>直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの）</li> <li>外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 (PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE) )</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し（その他補助事業者が定める事項）</li> </ol>

商工会 ・商工会議所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内）</li> <li>2. 役員等名簿（注2）</li> <li>3. 直近2年間の決算関係書類の写し</li> <li>4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>7. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>9. 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し（その他補助事業者が定める事項）</li> </ol>
NPO法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内）</li> <li>2. 役員等名簿（注2）</li> <li>3. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等</li> <li>4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>7. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>9. 出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し（その他補助事業者が定める事項）</li> </ol>

（注1） 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2） 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3） 「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注4） 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PatPat（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

「先行技術調査等の結果」の記載内容により、登録が困難と判断される場合（PCT出願時の国際調査報告書で国際調査機関より「X」「Y」等の結果が出た場合等）は対応策について記載された書面を添付してください。

## 様式第1-1の別添

## 役員等名簿

(注)

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。なお、役員等には監査役を含む。

### 様式第1-1の別添

### 役員等名簿（記載例）

(注)

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。なお、役員等には監査役を含む。

参考・様式1－1 用外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）の例

当該外国出願に係る資金計画

(1) 収入

区分	金額	摘要（資金の調達先等）
自己資金		
借入金		
補助金		当支援事業（補助対象経費の1／2以内）
その他の収入		
合計		

(2) 支出（補助金交付申請書様式1 「8. 間接補助金交付申請額」と一致のこと）

経費区分	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	計
摘要（積算内訳等）					
税引き前補助対象経費（A）					
上記の内、国内取引に係る消費税額（B）					
補助対象経費（A-B）					(※1)
補助金申請額 ※補助対象経費の2分の1以内					(※2) 補助金交付申請額 円

注1) 「(2) 支出」における「補助対象経費」の合計額(※1)は、特許300万円、実用新案・意匠・商標120万円を上限としてください。「補助金交付申請額」欄に記載する額(※2)は、「補助対象経費」の合計額(※1)の2分の1以内とし、特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円を上限としてください。

注2) 補助対象となる経費は、補助金交付の決定以降に契約し支出額が確定する経費とし、支払い済みのものは補助対象外となります。

注3) 国内消費税は対象外とします。

注4) 他の事業者と共同出願の場合には、持分比率に応じた経費をもって補助対象とします。但し、補助対象者が実際に負担(支出)する額を超えて補助対象とすることはできません。

様式第1-2 (冒認対策商標申請用)

年 月 日

公益財団法人埼玉県産業振興公社

理事長 織田 秀明 宛て

(申請者から公社宛て)

申請者 住所

名称 自然人にあっては氏名

及び代表者の氏名

印

平成29年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金

(中小企業等外国出願支援事業)

間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱(中小企業等外国出願支援事業)(平成29年3月28日付け20170310特第5号)及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)(平成29年3月28日付け20170310特第6号)の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別(いずれかに○)

①法人
②個人事業者
③事業協同組合等
④商工会、商工会議所
⑤NPO法人

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	業種
円	人	

【確認事項(□にチェック)】

□大企業は実質的に経営に参画していない(みなし大企業に該当しない)

※大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。

3. 申請案件種別

冒認対策商標

4. 外国特許庁への出願の方法(該当するものに○(複数可))

①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
②マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

出願番号		出願日			
出願人					
登録番号		登録日			
権利者					
商標登録を受けようとする商標					
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務					

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

6. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	
---	--	---	--

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

商標登録を受けようとする商標	
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務	
出願人	
出願（予定）国	
出願スケジュール	
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加える場合、変更の内容と必要性を記入	

※「出願人」の欄は、全ての出願人を明記してください。

※外国特許庁への直接出願で、日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願するなど国内出願又は権利の内容に変更を加える場合には、変更の内容と必要性を明記してください。

8. 間接補助金交付申請額

円

(内訳)

(単位: 円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
外国出願経費合計					
助成対象経費					
持ち分に応じた対象経費					
間接補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

9. 外国特許庁への出願の動機・目的 (○を付すとともに説明を記載)

① 外国における冒認出願を防止するため
(説明)

10. 出願(予定)国を選んだ理由

--

11. 出願する商標を使用する製品等の概要

--

12. 出願(予定)国における先行・類似調査の状況

--

13. 過去における商標登録出願の実績及び権利取得状況(国内及び外国)

--

14. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等(選任代理人)

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類(間接補助金交付の必要書類)を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

(選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり)
----------------------------------

15. 間接補助事業に関する公表の可否 (いずれかに○)

可		不可	
不可を選択した場合にはその理由			

※交付の決定を受けた場合、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について、補助事業者が運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無 (いずれかに○)

有		無	
---	--	---	--

(有の場合のその内容)

補助事業者名 (自治体等)	
対象となる案件 の出願番号	
出願国	
助成制度の内容	

17. 確認事項 (□にチェック)

- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第1条に定める事項（様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第21条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならなくなつた場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条(4)及び第21条に定める事項（補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力）について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条(5)に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。

18. 担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）	
電話番号	メールアドレス

様式第1-2の別紙第1 (選任代理人に依頼しない場合は不要)

年 月 日

法人等にあっては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任代理人 住所

名称 自然人にあっては氏名  
及び選任代理人の氏名 印

平成29年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への  
協力承諾書

平成29年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾いたします。

記

協力事項

1. 外国出願完了後の補助事業者宛ての実績報告における下記書類の提出

(1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類

①外国特許庁からの出願受理通知書等（出願日・出願番号記載のもの）

※マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（マドプロ出願）の場合

①日本国特許庁長官発行の商標法第68条の3第3項に基づく通知

（マドプロ出願の願書【MM2】及び付随書類を含む）

なお、事後指定の場合は、マドプロ出願の願書【MM4】のみで可

②国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（CERTIFICATE OF REGISTRATION）

(2) 外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類

①現地代理人からの請求書（銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの）

②現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書

③送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表

※現地通貨で立替えた経費で、現地代理人が送金を希望するから他の通貨に換算して請求している場合は、根拠となる参考レート

④外国特許庁への出願手数料（オフィシャルフィー）のエビデンス（領収書、料金表等）

⑤その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

⑥「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※発行する請求書には、国内代理人費用、現地代理人費用（外国特許庁費用（オフィシャルフィー等）・現地代理人手数料等（サービスフィー等）別に記載）、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、現地代理人への支払いの際に使用した為替レート（1\$=○円等）も記載すること。

※交付決定を受けた申請者の選任代理人が、同申請者の代表者に対して、選任代理人が仲介した現地代理人からの請求内容を確認し、様式第1-2の別紙第2（証明書）を提出する場合は、上記の③・④の提出は不要とする。

※マドプロ出願の場合

①国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等

②国際事務局（WIPO）発行の国際手数料の領収書（QUITTANCE/RECEIPT）

③その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

- ④「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書  
※発行する請求書には、国内代理人費用、外国特許庁費用、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、国際事務局（WIPO）への送金の際の為替レート（1 CHF=○円等）も記載すること。  
※出願国において、日本の中小企業も利用できる出願料等の減免制度がある場合は、積極的に活用すること。

2. 上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出

外国特許庁及び国際事務局（WIPO）が発行する出願受理通知や領収書等の書類については、最低限、外国出願が受理された日、外国特許庁等が付与した出願番号及び補助対象となる外国特許庁への支払費用の日本語訳を付し、また、現地代理人が発行する請求書についても、補助対象経費となる支払費用が分かるよう日本語訳を付して提出すること。

3. 申請者・補助事業者からの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応

4. その他、補助事業者が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により補助事業者宛ての実績報告に不備があった場合には、私の責任において同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

確認事項（□にチェック）

- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条（1）に定める事項（本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。  
中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第21条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。  
出願費用の他に、出願後の中間応答費用等が発生する可能性がある旨を申請者に対し明確に説明した。

様式第1－2の添付書類

添付書類一覧	
法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内）</li> <li>会社の事業概要（注1）</li> <li>役員等名簿（注2）</li> <li>直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等</li> <li>外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>先行・類似調査の結果（注4）</li> <li>外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>出願する商標を使用する製品等の参考資料 (その他補助事業者が定める事項)</li> </ol>
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し（発行日から6ヶ月以内）</li> <li>事業者の概要（注1）</li> <li>役員等名簿（注2）</li> <li>直近2年分の確定申告書の控え等</li> <li>外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>先行・類似調査等の結果（注4）</li> <li>外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>出願する商標を使用する製品等の参考資料 (その他補助事業者が定める事項)</li> </ol>
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> <li>定款</li> <li>役員等名簿（注2）</li> <li>組合員名簿</li> <li>直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの）</li> <li>外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>先行・類似調査等の結果（注4）</li> <li>外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>出願する商標を使用する製品等の参考資料 (その他補助事業者が定める事項)</li> </ol>
商工会・商工会議所	<ol style="list-style-type: none"> <li>登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内）</li> <li>役員等名簿（注2）</li> <li>直近2年間の決算関係書類の写し</li> <li>外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>出願する商標を使用する製品等の参考資料 (その他補助事業者が定める事項)</li> </ol>

N P O 法 人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内）</li> <li>2. 役員等名簿（注2）</li> <li>3. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等</li> <li>4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>7. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>9. 出願する商標を使用する製品等の参考資料 (その他補助事業者が定める事項)</li> </ol>
-----------------------	--

(注1) 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

(注2) 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

(注3) 「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

(注4) 「先行・類似調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PatPat（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写しによる代用が可能。

## 様式第1-2の別添

### 役員等名簿

(注)

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。なお、役員等には監査役を含む。

### 様式第1-2の別添

### 役員等名簿（記載例）

(注)

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。なお、役員等には監査役を含む。

参考・様式1－2用外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）の例

当該外国出願に係る資金計画

（1）収入

区分	金額	摘要（資金の調達先等）
自己資金		
借入金		
補助金		当支援事業（補助対象経費の1／2以内）
その他の収入		
合計		

（2）支出（補助金交付申請書様式1 「8. 間接補助金交付申請額」と一致のこと）

経費区分	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	計
摘要（積算内訳等）					
税引き前補助対象経費（A）					
上記の内、国内取引に係る消費税額（B）					
補助対象経費（A－B）					(※1)
補助金申請額 ※補助対象経費の2分の1以内					(※2) 補助金交付申請額 円

注1) 「(2) 支出」における「補助対象経費」の合計額（※1）は、冒認対策商標のため、60万円を上限としてください。「補助金交付申請額」欄に記載する額（※2）は、「補助対象経費」の合計額（※1）の2分の1以内とし、冒認対策商標のため、30万円を上限としてください。

注2) 補助対象となる経費は、補助金交付の決定以降に契約し支出額が確定する経費とし、支払い済みのものは補助対象外となります。

注3) 国内消費税は対象外とします。

注4) 他の事業者と共同出願の場合には、持分比率に応じた経費をもって補助対象とします。但し、補助対象者が実際に負担（支出）する額を超えて補助対象とすることはできません。